

九里半街道と

大杉・保坂関(中)

小泉 義博

(四)

前節までの検討で、九里半街道の途中に設置されていた大杉・保坂関の状況がほぼ明らかとなったので、本節以下では、この九里半街道を通行して商業活動に従事した商人衆についての史料を検討したいと思う。幸い「今堀日吉神社文書」⁽¹⁾には、この街道の商人衆の活動を示す史料がいくつか残されているので、以下に順次引用して検討を加えることにする。なお、これらの史料については、既に仲村研氏が「中世村落文書の読み方―今堀日吉神社文書の九里半街道商論史料」⁽²⁾において詳しく分析しておられ、ここでの検討はほぼ全面的に氏の論述に依拠していることをまず明記しておく。

九里半街道を通行する商人衆に関し、その活動の様相を窺わせてくれる史料のうちの古

いものとしては、次のごとき文亀二年(一五〇二)の九里貝秀書状があげられる。

保内商人、若狭江越荷物、於当郷押置候条、不謂候。従先規相越事無紛上者、早々荷物被返付、不可有其煩候。恐々謹言。
文亀式 九月二日 九里四郎次郎 貝秀(花押)

高島郡南市庭(3)
 商人中

この書状は、近江国守護六角氏の被官人九里貝秀が、高島郡南市庭の商人中に宛てて発したもので、言うところは、保内商人が若狭に向けて輸送する荷物を、当郷(高島南市)で押し置いて妨害したのは不当であって、保内商人が荷物を若狭へ運送するのは先規より紛れのないことであるので、直ちにその荷物を返して煩いなく通行させるように、というのである。

保内商人とは、延暦寺領得珍保に属する商人を指し、野々川商人とも称されていた。一方、高島南市の商人は、湖東地域の小幡・薩摩・八坂・田中江の商人と合わせて五ヶ商人と総称され、彼らは保内商人と対立して、商業上の權益を擁護しようと努力していた。こうしたところに、保内商人が荷物を若狭へ運

送しようとしたので、これを高島南市の商人衆が阻止しようと押し置き、そして右のごとき書状の発給を見たのである。後掲する享祿二年(一五二九)の史料では、九里半街道は高島南市・南古賀・北古賀・今津馬借の進退下にあると主張されており、かりにこの主張が相論のための誇大なものであったとしても、保内商人の九里半街道進出そのものは、五ヶ商人よりはかなり遅れていたと考えられる。とすれば、右引書状の文亀二年の段階で、保内商人の活動が急速に活発化し、そのために五ヶ商人との間に確執を生ずることとなったのであろう。しかるに守護六角氏(および被官人九里氏)にとっては、領国内商人の商業活動の活発化は望ましいことであつたので、この高島南市商人衆の行為を非と断じて、保内商人の活動に一層の便宜を与えたのである。このような保内商人の活動を阻止しようという五ヶ商人の動向が、より明瞭な形であられたのは、享祿元年(一五二八)と二年の事件においてである。今回の事件も、文亀二年のものと同様に、保内商人の若狭向け荷物を、高島南市商人が押収したところに端に発

している。

(上略) 先度者、若衆小浜へ御下候処、

南市之面々新儀おこし、其方へ荷物取候

(中略) 御成敗二より可返儀ニ候へ共、

少取ち[]よし候間、小事可返[]よし申

候(中略) 荷物不返付候者、涯分相当を

可取覚語候(下略)

これは泉屋信重が保内惣庄に宛てた十一月二十六日付書状の一節で、享禄元年のものとしてまず誤りなからう。それによると、保内商人は泉屋信重を通じて、荷物の返却を、高島南市商人衆およびその地域の管轄者田中頼長に申し入れたのであるが、いささかの行き違いがあつて、当該荷物の一部しか返されていないので、泉屋信重は涯分をもって全部を返却させる所存だと述べられている。

しかるに五ヶ商人の側に立った田中頼長は、五ヶ商人の言い分を次のように報じている。

就南市商人於九里半荷物押取儀、預御状候。既相尋候処、小幡商人申談、此在所

不立付商人之儀候間、屋形以御成敗給置

候由申候。様躰被開召候て、重而可承候。

(享禄元年) 十二月四日 田中四郎五郎 頼長在判

小泉 九里半街道と大杉・保坂間(中)

平井右兵衛尉殿(御返報)

すなわち、高島南市商人が九里半街道で保

内商人の荷物を押し取った事件につき、相尋

ねたところ、五ヶ商人のうちの小幡の商人が

言うには、高島南市は保内商人を立ち寄らせ

ない在所であつたので、守護の命をもって、

荷物を押し置いたのだとことである、とい

うのである。宛所の平井氏とは、守護六角氏

の側近にあつて、当該事件を担当した奉行入

であらう。この史料中からも窺えるように、

保内商人が高島南市に立ち寄つて九里半街道

を通行することは、これ以前にはほとんどな

かつたことなのであらう。しかるに保内商人

の活動の活発化に伴つて、これまで五ヶ商

人らの独占的な使用に委ねられていた九里半

街道を、保内商人が頻繁に往来するようにな

り、そのために五ヶ商人は、自分たちの権益

を守るべく、保内商人の荷物を押し置くとい

う行動に出たのである。

しかしながら、守護六角定頼の裁決は、高

島南市商人の行為を不当とし、保内商人の主

張を全面的に容認するものであつた。

於九里半階道路、[]荷物之由[]、彼

商人仁可返付候。不可有難渋候由、被仰出候。仍執達如件。

享禄元年十二月廿日

(進藤) 貞治(花押)

(種村) 貞和(花押)

高島南市(7) 商人中

この六角氏奉行入連署奉書によると、高島南市商人衆が押し取った保内商人の荷物は、直ちに返却し、難渋あるべからずと命ぜられている。結局のところ、高島南市など五ヶ商人の九里半街道における独占的権益は否定され、新進の保内商人の活動が保護されることになつたのである。なお、このような高島南市商人宛ての奉書が、保内商人の手許に残されているということは、かかる裁決を受けた保内商人が、みずからこの奉書を持つて高島南市に向き、当該の荷物を取り返して、事態の解決を図つたためである。つまり、このような相論の最終的な解決は、勝訴した者による権力を背景にした実力行使に委ねられていたということであつて、六角氏および被官人が、この決定を現地で自動的に執行するということでは決してなかつたのである。

こうして事件には一応の結着がついたのであったが、しかし高島南市など五ヶ商人にとっては、旧来の権益が大きく削減されることになって、決して容易に承諾することはできなかつた。そこで彼らは、翌享祿二年（一五二九）に、この問題を再び六角氏のもとに提訴することとしたのである。

注

- 1 仲村研氏編『今堀日吉神社文書集成』所載。
- 2 仲村氏「中世村落文書の読み方―今堀日吉神社文書の九里半街道商論史料」（『歴史公論』第二巻七号）。
- 3 『今堀日吉神社文書集成』第一〇九号。
- 4 『今堀日吉神社文書集成』第一一二号。
- 5 『今堀日吉神社文書集成』第一七号。
- 6 『今堀日吉神社文書集成』第一六号。
- 7 『今堀日吉神社文書集成』第一四号。

(五)

再審議に付されることとなつた五ヶ・保内商人の相論につき、享祿二年（一五二九）六月七日に、五ヶ商人は次のような申状を六角

氏のもとに提出している。長文であるが全部を引用して、子細にながめてみよう。

〔小幡其外五ヶより申商人事〕

条々 若州道九里半之事

(一) 九里半之事者、高島南市・同南五ヶ、

又今津之馬借・同北五ヶ之商人進退仕

事、不可有其隠候。然処、野々川衆彼

道を罷通、若州江商買可仕造意、新儀

二候。被聞召開、無相違被仰付候者、

可忝存候。

(二) 雖為五ヶ内、子孫仁付而罷立候。無由

緒者ハ不罷立候。但、五ヶ商買の足子、

所々に在之候。これも由緒次第二候。

(三) 野々川衆由事、何様の滞証^(帶)申上候哉。

商買に付而、昔者、御院宣或山門之

御下知等、被下置族候。雖然、左様の

以筋目、世上ほしいま、に商買不被成

事二候。国々津湊、各別に立場候て、

商買仕候。商買のしな数多ある儀候。

何も其座々に立入、せきあい候。市売

・里売迄、悉差別次第、商買道の古実

二候。

(四) 一八風・千草へ越、伊勢商買之事、四本

と申候て、石塔・野々川・小幡・沓懸、比等罷立候。薩戸・八坂・田中江等之者、更不罷立候。

(五) 一猶以野々川衆、若州江望事、一向有名

無実の申事候。小幡・薩戸の商人のあ

い物を、野々川衆買取、市売を仕候。

但、五ヶの内にも有子細、市売仕在所

在之候。

(六) 一如此、野々川衆、市売雖仕候、愛智川

より北へハ不罷立候。

(七) 一九里半道に付而、往古以来、数度大事

の公事出来候。樽錢・礼物、或商買仁

付候て、出錢・礼物等の事、南北五ヶ^(古賀)

・南市の商人、其支配仕候。野々川衆、

曾以存知不仕候。

己上⁽ⁱ⁾

この条々は、端裏書に見えるごとくに、小幡など五ヶ商人から守護六角氏のもとに提出された申状の案文で、保内商人の主張に対して遂一反論を加えていて、この時の九里半街道をめぐる相論の具体的内容を知るのに極めて有効である。年月日が欠落しているが、同類の他史料から推測して、享祿二年六月七日

のものであることはまず誤りなからう。

第一条。九里半街道は、高島南市・南北古賀・今津馬借の者が進退するところであつて、野々川衆||保内商人がここを通行して若狭へ商売に行くことは新儀の非法であるので、これを停止させてほしい。この条項によつて、保内商人の若狭商売はかなり後発であつたことが窺えると共に、九里半街道は近隣の高島南市・南北古賀・今津馬借の独占的な利用に供されていたことが知られる。

第二条。五ヶ商人のうちでも、旧来より九里半街道通行の若狭商売に従事していた商人の子孫に限つて、この商売を行なつていたのであつて、かかる由緒を持たない商人は若狭商売に参加してはいない。ましてや保内商人は全くの新参者であるから、若狭商売が許されるはずはない。また五ヶ商人の下に属する「足子」||小売行商人が各所にいるが、これも由緒によつて商売しているのである。

第三条。野々川衆||保内商人の主張は、いかなる根拠にもとづくものであるのか。昔は院宣や山門の下知状を給与される者がいたが、このようなものは商売の根拠とはならない。

小泉 九里半街道と大杉・保坂関 (中)

そもそも諸国の津湊には、商人が各別に立つべき「場」(繩張り)があり、多数の商品もそれぞれの「座」において取り引きされているのである。このように、市での販売や里への行商において悉く差別が設けられているのは、「商買道の古実」であつて、かかる秩序を乱して保内商人が新儀に参入してくることは、許されるはずはない。

第四条。八風・千草街道經由で行なわれる伊勢商売について見てみると、四本商人と称される石塔・野々川(保内)・小幡・沓懸の者だけが行なつている。このうち小幡は五ヶ商人にも属しているが、だからと言つて、五ヶ商人の他の薩摩・八坂・田中江の者が伊勢商売に参加したりはしていない。このように四本商人・五ヶ商人と総称される商人衆の中においてすら、厳然たる区別が存在しているのであるから、ましてや五ヶ商人に含まれない保内商人が、若狭商売に参入できるはずはないのである。

第五条。野々川衆||保内商人がこれまで行なつてきたことは、小幡・薩摩の商人が若狭から運送してきた塩化合物を買い受け、これを

市で販売するだけのことであつて、これを根拠にして、直接に若狭まで出向いて輸送・卸売の商売に参入できると主張するのは、有名無実の言い分である。輸送・卸売は五ヶ商人が担当し、保内商人は市での小売だけが認められていたのである。ただし五ヶ商人に属する在所であつても、子細により市売を行なうところもある。

第六条。野々川衆||保内商人の市売(小売)についても、愛智川以南においてだけであつて、以北での市売は認められていなかった。

第七条。九里半街道に関する数度の公事(新関設置とその棄破のこと)の際の樽銭・礼物、あるいは商売に関する出銭・礼物は、これまで南北古賀・高島南市の商人が支出してきたのであつて、野々川衆||保内商人は一向に関与してはいない。つまり、九里半街道を通行してはなかつたために、かかる経費の支弁を行なうこともなかつたのである。

五ヶ商人の申状は以上のような内容である。要するに一言で言えば、これまで保内商人は九里半街道を通行しての若狭商売(若狭から直接に商品を輸送してきてこれを販売するこ

と)を行なったことがなく、単に五ヶ商人より卸された塩化物を愛智川以南で市売するだけであったのに、享禄元年に至って、本格的な若狭商売に乗り出し、そのために五ヶ商人の権益と衝突したということなのである。

次に、この申状と同時に提出された、小幡商人の申状をしてみよう。これは、前掲申状第六条に述べられている。愛智川以北の市に關するものであって、要するに保内商人は、愛智川以北の市で商売を行なった実績がないことが主張されているのである。

「小幡より出」

条々 從愛智川北市之御

長野郷一日市之事、当国親市にて候。

(中略) 毎年正月十一日に立初候。

(中略) 座之次第有古実儀候。雖然、

野野川商人罷立候事、曾以無之儀

一愛智川中橋市・四十九院市・枝村市、

是新市也。出路市・高宮市・尾生市、

此等之市何へも、野々川商人不罷立候。

(中略) 然処、野々川商人、北市へ罷

立由申上候哉。以外偽之申事に候。

一先年九里半新関に付而、数度出銭等之

事、野々川衆不存知由、申上候。可為
勿論候。五ヶの商人さいはん仕儀候。
其次第、以一書申上候。

已上

六月七日

第一条。長野郷一日市は近江国における「親市」として古い由緒を持ち、正月十一日の初市では、各地の商人衆が参集して市神を祭るのであるが、野々川保内商人はいまだこの初市に参列したことがない。

第二条。愛智川中橋市などの新市と、出路・高宮・尾生市には、これまで保内商人は立つたことがない。このような愛智川以北の北市に保内商人が立つたことがあるとの主張は、全くの偽りである。

第三条。先年の九里半街道における新関設置につき、五ヶ商人は数度の出銭を行なったが、これを保内商人が存知していないのは当然であつて、五ヶ商人としてしかるべく処置したのである。その次第は一書を以つて申し上げるところである。

以上のように、この小幡商人申状では、保内商人が、親市の祭礼に参列しておらず、ま

た愛智川以北の市で商売を行なった実績のないことが証言されているのである。

ついで、先掲五ヶ商人申状の第七条で触れられ、また右の小幡商人申状第三条で記された、九里半街道新関の停廢に関する一書がある。これは南北古賀商人より提出された七ヶ条に及ぶ条々で、新関停廢に際して樽銭・礼物を支出してきた経緯が記されており、その一部は既に第二・三節で引用しておいた。そこでここでは、重ねて引用する煩を避けて、その内容だけを簡単にまとめておくことにする。

○保坂に新関が設置されたのは四回あり、そのいずれについても五ヶ商人は、知行を担当する朽木・能登・横山・越中の各氏に申し入れを行なつて、棄破に成功している。その際の御樽・御礼物は、いずれも南北古賀・高島南市の商人衆が支弁した(第一・二・四・五条)。

○粟屋氏が設置した大杉の新関については、朽木氏被官人飯田氏の馳走によつて棄破され、御樽・御礼物を同様に南北古賀・高島南市が支出した(第三条)。

○永正九年に追分に設置された新関については、関屋を放火するという武篇に及び、ついで饗庭氏の口入によって棄破されることとなった。御樽・御礼物の支出は同前（第六条）。

○若狭小浜で「商買銭悪銭」をめぐる紛争があったが、五ヶ商人が守護武田氏に訴えて、その要求が許容された。御樽・御礼物の支出は同前（第七条）。

以上が南北古賀商人申状の内容である。要するに、九里半街道の関所の停廃や、小浜での悪銭に関する紛争において、五ヶ商人や南北古賀商人がその全てを適切に処置していることが述べられているのであって、保内商人には何ら実績のないことが強調されているのである。

享祿二年の相論再審議に提出された五ヶ商人側の申状は、以上の三点であった。これらの申状から考えるかぎりにおいては、保内商人側は著しく不利に思われる。どの条項をとっても、五ヶ商人や南北古賀商人の由緒は保内商人よりはるかに古く、また商業上の着実な実績が積み上げられてきているように見ら

れるからである。

しかし、にもかかわらず、同年七月三日に下された守護六角氏の裁決は、保内商人の主張を容れて、五ヶ商人を敗訴とするものであった。

注

- 1 『今堀日吉神社文書集成』第一一二号。
- 2 『今堀日吉神社文書集成』第一一〇号。
- 3 『今堀日吉神社文書集成』第一三八号。